

保健省

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

No:3309/BYT-DP

ハノイ、2022 年 6 月 23 日

COVID-19 ワクチン接種ガイドン
スについて

宛先：-各省、中央直轄市保健局

-NIHE, Pasteur 研究所

-公安省医療局

-国防省ロジ総局軍医局

(以下、ユニットと呼ぶ)

これまで、保健省は、製造者の説明書、ワクチン使用に関する保健省諮問委員会の勧告、国際機関の勧告に基づき、接種対象者への COVID-19 ワクチン接種ガイドラインを継続的に更新し、発行していた。2022 年 6 月 20 日の会議でのヴ・ドック・ダム副首相の指示を受け、接種対象者のための COVID-19 ワクチン接種を実施するプロセス

を円滑にするために、保健省は発行されていたガイドラインを踏まえて以下のとおり要請する。

I. 各省、市の保健局、ユニット

a) 18 歳以上の COVID-19 ワクチンの追加接種とブースターショット（3 回目）の迅速な展開を継続し、5 歳～12 歳未満の子供の 2 回目の完全接種を 2022 年 8 月に完了し、安全性と効率性を確保する。

b) 18 歳以上の COVID-19 の接種を指定された対象者に対して 4 回目接種を早急に実施する。

c) 12 歳から 17 歳の子供に対する COVID-19 ワクチンの 3 回目接種の計画を策定し、実施する。

II. 18 歳以上の対象者への COVID-19 ワクチン接種

1. 追加接種（3 回目接種ではない）

－ 対象者：18 歳以上で、以下の者を含む。

＋ 腫瘍や血液の癌に対する積極的な癌の治療を受けている者
等中等度または重度の免疫不全のある者、臓器移植を受けた者で免疫抑制剤を服用している者、T 細胞抗体受容体療法（免疫システムががん細胞を攻撃し破壊するのを助ける治療の一種）を受けている者、又は幹細胞移植を受けた者（過去 2 年以内）；中等度または重度の原

発性免疫不全のある者（例：DiGeorge 症候群、Wiskott-Aldrich 症候群）者、進行性または未治療の HIV 患者、corticosteroid 又は高用量の免疫抑制剤による積極的な治療を受けている者。

+ シノファームワクチン（Vero 細胞）またはスプートニク V ワクチンの基本用量を全量接種された者。

- ワクチンの種類：基本接種と同じワクチンまたは mRNA ワクチン、シノファームワクチンの基本接種（Vero 細胞）を全量受けた者はアストラゼネカワクチン

- 接種間隔：基本接種の最終接種後の 28 日目から 3 ヶ月までに 1 回追加接種を行う。

- 接種用量：保健省が許認可した製造者の使用説明書に基づく。

- COVID-19 感染者は、回復後に直ちにワクチン接種を受ける。また規定に基づき医療隔離を完了する。

2. 1 回目（3 回目）のブースターショット（追加投与は含まれない）

- 対象者：18 歳以上で、基本接種（ワクチン種類別で 1 回、2 回、3 回、追加接種がある場合は追加接種）を全量受けた者。

- ワクチンの種類: 基本接種と同じワクチン又は mRNA ワクチン、基本接種がシノファームワクチン (Vero 細胞) 又は mRNA ワクチンの場合はアストラゼネカワクチン。

- 接種間隔: 基本接種の最終回から 3 カ月以上経過後に 1 回のブースター接種をする。

- 用量: 保健省が許認可した製造者の使用説明書に基づく。モデルナワクチンの場合は 0.25ml の用量 (基本用量の 1/2) とする。

- COVID-19 感染者は、回復した後、直ちにワクチン接種を受ける。また医療隔離を完了する。

3. 2 回目のブースター接種 (4 回目)

- 対象者: 50 歳以上の者、中等度から重度の免疫不全のある 18 歳以上の者、医療従事者、第一線職員 (公安、軍隊、教師、交通セクター従事者、必須サービスを提供する者、観光サービス施設、貿易センター、スーパーマーケット、市場で働く者)、ワーカー、工業団地で働く者等 COVID-19 に感染リスクが高い集団の 18 歳以上の者。

- ワクチンの種類: mRNA ワクチン (ファイザーまたはモデルナワクチン)、アストラゼネカワクチン、3 回目接種と同じ種類のワクチン (1 回目のブースター)。

- 接種間隔：3 回目（1 回目ブースター）接種後、4 ヶ月以上経過する。

- 3 回目接種後に COVID-19 に感染した者：COVID-19 感染してから 3 ヶ月後に接種し、3 回目接種から 4 ヶ月以上経過したことを確保する。

III. 12 歳から 17 歳までの COVID-19 ワクチンのブースター接種（3 回目）。

- 対象：基本接種（1 回目、2 回目）をすべて受けた 12 歳以上 17 歳未満の子供。

- ワクチンの種類：この年齢層に使用することが保健省に承認されていたファイザーワクチン。

- 用量：0.3ml の用量、12 歳以上の者の基本用量同様。

- 接種間隔：基本接種（2 回目）の最終回から 5 か月以上経過

- COVID-19 感染者：COVID-19 感染してから 3 ヶ月後に接種し、基本接種の最終回から 5 ヶ月以上経過することを確保する。

IV. 5 歳から 12 歳の子供に対する COVID-19 ワクチン接種

－ ワクチンの種類：この年齢層に使用するために保健省が許認可した同種のワクチン。年齢に応じた投与量と製造者と NIHE の指示に従う接種間隔とする。

＋ ファイザーワクチンは 5 歳～12 歳の子供に接種する。

＋ モデルナワクチンは 6 歳から 12 歳までの子供に接種する。

－ COVID-19 に感染した 5 歳から 12 歳未満の子供の場合は感染後 3 ヶ月に接種する。

V. 本ガイドラインの内容は、基本接種及びブースター接種をガイドランスする 2021 年 12 月 17 日付公文書 No. 10722/BYT-DP、2022 年 1 月 28 日付公文書 No. 508/BYT-DP、2022 年 3 月 25 日付公文書 No. 1506/BYT-DP、5 歳から 12 歳未満までの子供の COVID-19 ワクチン接種に関する 2022 年 3 月 28 日付公文書 No. 1535/BYT-DP、感染した者に対する COVID-19 ワクチン接種に関する 2022 年 4 月 13 日付公文書 No. 1848/BYT-DP、COVID-19 ワクチンの 2 回目のブースター接種（4 回目）に関する 2022 年 5 月 9 日付公文書 No. 2357/BYT-DP 及び 12 歳～17 歳の子供の COVID-19 ワクチンのブースター接種に関する 2022 年 6 月 17 日付公文書 No. 3181/BYT-DP での専門的なガイドランス内容に置き替える。

保健省は、各ユニットが早急に実施するよう要請する。

大臣代理署名

ド・スアン・トゥエン副大臣

宛先：

- 上記の通り
- ヴ・ドック・ダム副首相（報告のため）
- 首相府
- 各副大臣
- 医薬品管理局、診療局
- NIHE, Pasteur
- 広報・表彰局（広報のため）
- 健康生活新聞（報道）
- 各省、市者民委員会
- 各省、市 CDC
- 保管